

大口町告示第17号

大口町住宅改修指導事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町住宅改修指導事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町住宅改修指導事業実施要綱（平成12年大口町告示54号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3号中「大口町住宅改修費助成事業実施要綱」の次に「(平成12年大口町告示第61号)」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱（平成24年大口町告示第41号）に基づく申請を行う者

様式第2中「この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に大口町長に対して異議申立てをすることができます。また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大口町を被告として（大口町長が被告の代表者となります。）提起できます。（処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算してから6か月以内に提起することができます。」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。